【登録をしない場合】家賃債務保証業者登録規程第6条第1項各号

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第 28 条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項の規定を除く。)に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲 げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (6) 家賃債務保証業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (7) 精神の機能の障害により家賃債務保証業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人でその使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (12) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- (13) 純資産額が 1000 万円に満たない者
- (14) 第4条第2項第4号及び第6号から第11号までに掲げる書類に記載された事項が次に掲げる 基準に適合しない者
 - ① 法人である場合にあっては、定款の内容が法令に適合していること。
 - ② 民法及び個人情報の保護に関する法律等の家賃債務保証の実施に関する法令等を遵守させる ために必要な研修その他の措置が講じられていること。
 - ③ 求償権の行使方法が適切であること。
 - ④ 家賃債務保証業に関する相談又は苦情に応ずるための体制が整備されていること。
 - ⑤ 法人である場合にあっては、家賃債務保証業の業務を5年以上継続して行っていること又は常務に従事する役員のうちに、家賃債務保証業の業務に3年以上従事した経験を有する者があること
 - ⑥ 個人である場合にあっては、その者が家賃債務保証業の業務に3年以上従事した経験を有すること。
 - ⑦ 使用人が家賃債務保証業の業務に1年以上従事した経験を有すること。